

第11回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成21年2月9日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室等

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

石井 精二, 岩橋 義明, 小松 一雄, 能登原 勉, 原村 憲司,
村木 ひろ子, 山中 英子, 山中 恵子, 山本 喜代治

(2) 事務担当者

松丸事務局長, 山崎首席家裁調査官, 立川首席書記官, 堀田総務課長(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(3) 新任委員あいさつ, 自己紹介(岩橋義明委員)

(4) 協議(家事調停について)

ア 模擬家事調停の結果報告(1月29日開催)

総務課長から模擬家事調停の結果概要を報告し, 当日放映された模擬家事調停に関するニュースを視聴した。模擬調停に出演又は参加した家裁委員の感想等は別紙第1のとおり。

イ 家事調停について(意見交換)

冒頭に, 事務担当者(立川首席書記官)が, 平成19年度の事件数等統計データを基に家事調停事件の概況説明を行い, 続いて, 原村委員が, 家事調停事件数の推移と最近の調停事件の特徴, 調停事件処理についての取組状況等について説明を行った。なお, オブザーバーとして, 現役の家事調停委員2名が出席した。出された意見等の要旨は別紙第2のとおり。

(5) 次回の予定

ア テーマ

少年審判や成年後見制度といった前々回から要望が出ているテーマを踏まえ, 後日改めて委員の意見を聴取して決定する。

イ 日程

平成21年9月29日(火)午後3時00分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙第1)

(以下、発言者は、◎：委員長，●：委員（出演者，参加者），○：委員，（その他の委員），□：事務担当者等で略記する。)

- 初めて模擬家事調停に参加させていただき、自分自身の今後の参考になった。質疑応答の際は非常に質問が多く、家事調停に対する関心が高いことを実感した。その中で、調停委員の選出をどうするのかという質問があったが、質問者としては、どのような人が選出されるのかという趣旨であったように思われたが、回答が的を射ていないように思われた。紛争の解決に有用な知識経験を有する者であって、人格識見が高い人などの説明が欲しかった。
- 自身の日ごろの考えでは、今回の模擬家事調停の事例程度のことを裁判所に持ち込まなければならぬのか。つまり、自分たちでの問題解決能力が落ちてきているという感じを受けた。
- 実施したアンケートに、幼児の泣き声がうるさかったという感想が書かれていたということであったが、そういう親こそ参加したいのだと思う。幼児が泣き出すと本人も辛いだろうし、周りも聞き辛いものがある。託児所等の設置についても考える必要がある。
- 模擬調停に参加させていただき、幼児が泣いていたのでお母さんは大変だという感じをもった。男女共同参画センターでは、セミナーやいろいろな会合に子供連れでも出席して欲しいという要望から、託児サポーターという制度を持っており、要請があれば託児サポーターを派遣することが可能である。

模擬家事調停については、通常であれば、何回も何回も合意に達するまで時間を要するということを聞くため、調停がシナリオどおりにスムーズに進むのだろうかということを感じた。また、モンスターペアレントみたいな人がいるのかという質問が出されたが、男女共同参画センターにも離婚や家庭内の問題を抱えている方が来庁され、自分のことだけを見ているという人が多く、第三者の意見を聞き入れることが少ないため、そういうときに調停委員はどういうふうにしてアドバイス等されているのかと思った。

- ◎ 子供連れの参加について、幼児の泣き声がうるさかったという御指摘については、今後の課題とさせていただきたい。
- 子供連れに関しては、家庭裁判所を利用する視点でも考える必要があると思われる。
- 家庭裁判所では、事件処理上、乳児又は幼児を連れてこられることを前提として、ベビーベットを用意している。場合によっては、看護師や書記官室の職員で対応することもある。家庭裁判所として、できるだけ気後れがないようにしている。また、調停室の中にベビーベットを持ち込むこともある。当事者が安心して調停できるよう配慮している。
- パンフレット等に、そういった裁判所が配慮している点についての記載はあるか。
- 電話で照会があれば回答しているが、パンフレット等への記載はない。
- パンフレットにまで載せてしまうと、どんどん裁判所に連れて来て、調停自体が緩くなるような気がする。
- 自身の経験等から、パンフレットやちらし等で呼びかけてもなかなか利用しようとする方は少

ないことから、裁判所のパンフレット等に載せても支障はないのではないか。裁判所に子守してもらおうと思って連れてこられる方がいるとは考えにくく、それよりもっと多くの方に裁判所のことを知っていただき、子供連れでも利用できるということを広報する方が良い。

(別紙第2)

(以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、◇：オブザーバー（調停委員）、□：事務担当者等で略記する。)

◇ 子供連れでの調停の利用に関してであるが、例えば調停室の中に乳児を連れてこられても一緒にあやしたり、調査官室備付のおもちゃや絵本を見せたりしながら調停を進めており、全く通常と変わることはない。特別なことはしていないが、自然体で、それぞれの状況に応じて柔軟に対応している状況である。当事者が一番安心できるような状況で調停を進めるのが一番良いのではないかと思う。

調停委員に任命されたときに、法律的なことは裁判官がやるから、調停委員は常識的なことで話を進めていただければ良いんですよという説明を受けたが、調停回数や経験を重ねるに連れて、調停事件に関与していることの重大さ、自分の立場の重さを実感している。当事者は、調停委員の一言一言に敏感に反応するため、当事者の人生の一つの節目に自分たちは関わっているという事をひしひしと感じている。そして、私生活でも、しっかり自分のキャパシティを広げるため、また、それぞれのケースに対応できる柔軟性を身に付けることを心がけている。

最近の当事者は、権利意識が強く、価値観も多様化している。私達の常識が常識ではない当事者もいるため、そのような方に対する対応が立ち往生するということも多々ある。現実には、先日行われた模擬調停のようにうまくいく調停は希である。

◇ 調停委員となって4年余りで、担当した事件も100件程度である。主に担当させていただいている事件は、夫婦関係調整事件（離婚）である。当事者の状況というのはすべて違うため、第1回目の期日に臨むときには、まず、当事者の話を聞くという事に徹するようにしている。当事者によっては、20分、30分話されても、何が論点であるかというエキスを抽出するということが非常に難しく、内容の確認をする際にあなたの求めるのはこれですかという押さえをどうするかというタイミングが難しい。逆に喋ることがあまり得意でない方もいるが、そういう方にはどのように引き出すのかということで、いろいろ苦労している。しかし、調停を進める上においては、評議で裁判官の助言を受けたり、精神的な問題を抱えている当事者や投棄を受けている当事者に関しては医務室技官に同席してもらって助言を受けたりしている。さらに、調査官による家庭状況の調査なども活用し、チームワークで調停を進めている。困難な調停も多々あるが、自身の取り扱った事件については、平均すると3回前後の調停回数で終了しており、不成立となる場合もあるが、65%程度は成立している。

○ 調停委員は70歳になると定年となるのか。

◎ 調停委員は40歳から70歳までの者の中から任命されることになっていて、原則として、70歳を超えた方に関しては再任はしないということである。

○ 調停委員の中でも意見が違う方もいる。例えば離婚調停の場合、別れた方が良いと簡単に言う人もいれば、何があっても絶対によりを戻すべきだという意見の人もいるということを開いたことがある。調停に当たって、そういった意見、調停委員自身の人生観が自ずからどこかに反映す

るのが自然だと思うが、どこかでチェックする機能又はセカンドオピニオンのようなものが入る余地があるのか、あるいは裁判官がそういったチェックをやっておられるのか。また、調停委員の方は、調停の場面で自分の人生観が問われているということで悩むということは実際にあるか。

- ◇ 自分の人生観を当事者に押しつけることはない。相調停委員と意見が違うことはあり、だからこそ、2人選任されているというところもある。双方自分の意見を出し合い、裁判官も入れてどちらの方向で行くかというのは十分に事前評議を行う。結論が出ない場合は、無責任なようだが、もう一度当事者に投げ返して、法律の専門家等に相談を促すかたちで持ち帰っていただくこともある。最終的に調停委員のどちらかの意見を押すということとはしていないつもりである。
 - 離婚の問題などは、人生観とか結婚観というものでいろいろ考え方が変わると思われる。調停で話す場合には、幾つかの選択肢を示すという趣旨で、当事者はこれしかないと思っていても、それ以外の選択肢があるのではないかというような話し方をするように心掛けています。どういう方向で話をするかについては、調停委員会で評議をすることによって、3人のうちの1人の意見だけで動くようなことはないようにしている。当事者が結論を出せないときには、一度他の人に相談して来て下さいという話をし、調停委員会と違った考え方も踏まえて、今後どうするか再度考えもらうことで手続を進めることもある。
 - 自分も民事調停委員であるが、調停委員は、様々な世界から任命されていることから、調停の進め方等で、過去に、人生観を押しつけるような調停委員がいないではなかったような気がする。その意味で調停委員を教育する場が必要ではないかと感じたことはある。
 - 調停委員の教育の場は必要であると思うし、調停委員も裁判官も自分の考え方を押しつけるようなことはないとは十分承知している。相手の言い分だとか選択肢を与えるということは職業的なものとして当然である。ただ、背後には、その人の人生観というものはどうしても存在する。これはどうしようもないことであり、何らかの影響を与えていることもあり得ると思われる。
 - ◇ 自分の気持ちの中で、当事者の言動をふるいにかけたとき、どうしてそう思うのだろうかとうと引っかかってしまうケースが多々ある。ただ、調停では調停委員から当事者に自分達の意見を押すことはしない。自分もそういう前提でいる。選択肢としてはこういうものがあるというメニューをお話することはある。離婚の問題では、子供の親権の問題とか、養育費、女性問題などがあり、その要素を整理するプロセスのなかで、金額については、こうも考えられるということを行いながら、離婚についての核心部分を導き出すということはある。当事者に対する対応について、昨年長崎で実施した九州調停大会の際、「べからず集」の模擬調停を行った。これは、調停委員としてやってはならない事だけを20分程度の寸劇にまとめたものであり、枠をはみ出さない調停委員の行動、認識というものを共有することを目的に行った。また、そういった研修も随時行っている。
 - 調停委員は、多様な価値観を持っているため、押さえようとしてもそれがどこかに出てくることは仕方がない。むしろ、それを期待して調停制度はあると思う。当事者がどうしても納得できないと言えば調停不成立となるだけである。結論を押しつけることはあってはならないけれども、多少、人生観がにじみ出てくるのは仕方がないし、むしろ良いことではないかと思う。
- 事務担当者から、調停の成立率が高いことや審理期間が短いという点について説明を受け、長

崎は飛び抜けて優秀であることを感じた。調停充実小委員会との間に相関関係があるのか。長崎家裁の調停充実小委員会の立ち上げは平成18年11月ということであり、平成19年度の統計にいきなり改善の効果があるとは思えないがどうか。

- ◇ 現状では、調停成立率の高さや審理期間の短縮に、調停充実小委員会の立ち上げの効果が出ていると思う。例えば、当事者へ事前の意向調査を始めたことにより、1回目の期日に、どういう言い分等をもって出頭するかなどの事前準備が申立人、相手方及び調停委員もできるようになった。必要な提出書類に関しても期日間で確認もとれる。期日に出頭した当事者に対し、次回に必要な書類を持ってきてくださいと依頼すれば、次回以降に書類の点検が延びることになるが、現在は、期日前に連絡調整が可能となったことから、今回は、開始直後から具体的な話し合いが可能となった。調停充実小委員会の功績は非常に大きいと思われる。
- 相手方に対する照会書は、昨年秋くらいから始めているので、平成19年度の統計数値には反映されていない。平成19年度だけを見れば、審理期間の短縮や調停成立率の高さに関して、調停充実小委員会の成果であるということは数字上では検証できないのが実情である。
- 平成17年、平成18年の統計数値はどうか。
- 長崎家裁（管内を含む）では、平成17年の乙類調停の成立率は55.3%、一般調停（乙類調停以外）は42.2%であり、年々、調停成立率は上がってきている。調停が成立する要素についてはいろいろあるが、家庭裁判所の調停解決能力、当事者の解決能力が高いことも要因であると思われる。また、いろいろな要素が絡むが、県民性もあると考える。
- ◎ 調停事件における調査官関与について首席調査官から説明してもらいたい。
- 家裁調査官が家事調停事件に関与する事件は、全体の約3割弱である。当事者によっては精神的に不安定な人もいるし、子供の親権をめぐる事件も増えてきている。そういう中で、家裁調査官が当事者の真意を把握したり、子供の本音を聴取することによって、調停で話し合う材料をできるだけ多く提供する役割を担っている。
- 調停事件の申立てを受けて、必ずインテーク（選別）を行い、事件の進行について事前にある程度方向性ができていて、調停期日当日も、時間前に評議を行うということが励行されている。その中で審判官の意向も反映された調停が行われていることが成立率が高いことの一因となっていると思われる。
- 先日の模擬家事調停の際に家裁調査官の役割を初めて認識したが、調査官は、財産分与であるとか遺産分割といったいろいろな場面での役割は出てくるのか。
- 基本的には全事件に裁判官からの命令があれば関わっていくが、調査官の人員的な制約もあり、現在主に関わっているのは、子供の関わる事件や当事者の情緒が不安定な夫婦関係調整事件等に関与して、家裁調査官の立場から意見を言って調停の進行に資するといったところである。
- ◎ 遺産分割事件で、当事者の出頭が困難な場合などに家裁調査官が意向確認等をする場合もある。
- 利用者の立場から見た裁判所に対する不満として、最近、待合室で、名前を呼ばれるのが嫌だということと、いろいろな人が大勢いるところで待っているのが嫌だと言うことを耳にする。裁判所にはそういう声は出てないか。
- 当事者の名前を呼ぶ点について、当庁では昨年の早い時期から事件番号で呼ぶということを実

施していて、待合室では名前では呼んでいない。期日の通知書にも事件番号で呼ぶことを了解していただくよう付記し、これらを周知するように努力しているところである。

待合室に関しては、今後、近い時期に拡張できる予定である。

- 事件番号の読み上げによる呼出しはスムーズに実施されているか。
- 1回目での返事はあまりないが、2回目になると、当事者も理解しスムーズになる。また、調停委員も顔を覚えていることから、事件番号の読み上げまで行わない場合もある。

待合室の位置に関しては、従前は、調停を行う4階フロアの出入口付近に申立人待合室があり、奥に相手方待合室があるという構図であった。申立人待合室のドアが開いていると、相手方から誰が居るのか分かってしまうことから、職員からの提案、調停委員の意見を基に、申立人控室と相手方控室を入れ替えた。申立人なるべく目に付かないような位置関係で現在試行しているところである。そして、待合室の表示についても、「申立人」、「相手方」という呼称をなくして「待合室」に統一した。

- ◎ 以前の家裁委員会での御意見も参考に、小さいことではあるが利用者や当事者に配慮した工夫を行っている。
- 些細なことかも知れないが、利用する側からするとそういったことが非常に大事であると考える。
- 最近、ある家庭裁判所委員会で利用者のアンケート調査を行っている。その結果を見せてもらったことがあるが、概括的なことを言うと、裁判所に対する不満はそれほど大きくはないがある。同じ項目に対しての不満の持ち方が申立人と相手方とでは違う。つまり、相手方は、裁判所からの呼出しの際、何で呼び出されるのかという気持ちで来庁することから、裁判所の対応が申立人と同じであっても、相手方からすると、不満が大きくなる。したがって、相手方に対する配慮が最初はかなり大事になってくる気がする。相手方としては、裁判所から呼び出されたというだけでかなり不満を持っているため、その点についての配慮が必要であるという感想をもった。
- ◇ 確かに、相手方は、何で呼び出されたんだという気持ちで来庁される方が多い。その点については、調停委員会でも十分な配慮で臨むという申し合わせを行っている。申立人の聴き取りがあまりにも長くかかりそうな場合は、相手方の呼出時刻を遅らせて、待たせる時間を少しでも短くするなどして対応することもある。出頭した相手方に対しては、申立人から事情を聴取するため30分程度待ってもらおう旨事前に説明し、出来る限り30分以内で申立人の聴取が終了するよう努めているが、相手方への配慮が十分でないところもある。
- ◇ 私ども調停委員も緊張感を持って調停に臨んでいるが、当事者、特に相手方は緊張感をもって臨まれている。調停とは裁判所での話し合いであるが、相手方は裁かれるという気持ちをもっている方が多い。そのため、第1回目の調停では、申立人にも相手方にも調停についての説明を平易な言葉で理解できるように、また、結論はあなた方が出すという調停の趣旨を最初の5、6分かけて説明することに努めている。それから具体的な話に移るようにしている。
- 調停充実小委員会で取り決めたことであるが、相手方に対する呼出状に、現在は、通常、申立人の方から話を伺っていること、それが30分くらいかかるため、指定した時刻から30分くらい後に来られて結構ですという文章を加えて期日の通知書を出している。そういう意味で、最初

に当事者双方に調停の制度等について説明した上で本題に入るという手法もあるが、個別にスタートさせるため、相手方へは、30分くらい遅れてスタートすることを予めお知らせしておくことを実施している。

- 私は、民事調停委員として調停事件に携わっているが、開始時間に関しては、当事者の理解をいただくしかなく、どうしようもないこともある。申立人の事情を聴取しても、かみ砕いて説明しないと分かっていただけない場合や事情が引き出せず時間を要する場合がある。その時には相手方に待つていただくための丁寧な説明を行うことを配慮する事しかできないことも調停の性質上あり得ることを日々感じている。
- DVの関係で被害にあった方は、後々のことを考え、裁判沙汰となったら精神的にも肉体的にも負担が大きくなるため、踏み切れず泣き寝入りすることが多いのではと感じている。裁判所にはそういう相談などはあるか。
- 現在、DV防止法が整備されている。家裁に来られる方に関して言えば、調停で解決できなければ、訴訟という方法しかないけれども、被害を受けた方についてはいろいろな支援をする機関、制度もあり、家庭裁判所での手続も含め法的手続に関する支援が受けられる。
- DVについては、DV防止法ができ、今までは、家庭の中の特に夫婦間の暴力に関しては、家庭の問題であり外に出すのは恥だということで、まだまだ家庭内から外に出るという場面が少ない。男女共同参画センターにはDV関連の相談も取り扱っているが、来庁者は、そういった問題を抱えている方の氷山の一角であり、また、DVにより被害を受けていると認識している人も少ないことから、もっと被害を受けているという認識を持ってもらう活動を行っていく必要がある。
- ◎ 最終的な手段としての場が裁判所となったときでも、裁判所は利用しにくいといったことがあるか。
 - ある。
 - DVの被害に遭っている人には、具体的にこういう方法があるから関係機関へ行くよう促すが、有形無形の圧力があって踏み切れないという人もいる。
 - いったんは調停はまとまったけれどもトラブルが起きた場合等のフォローアップについて伺いたい。
 - 調停が成立した当事者間で再び紛争が起きるとなると、再度の調停の申立てが可能である。また、調停で約束した事が履行されない場合、家庭裁判所の手続としては履行勧告制度がある。履行勧告の申出があれば、約束どおりに履行するよう調査官が勧告をする。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成21年2月9日現在

長崎県弁護士会所属弁護士	石 井 精 二
長崎地方検察庁検事正	岩 橋 義 明
長崎家庭裁判所長	小 松 一 雄
長崎放送株式会社取締役報道局長	財 前 博
医療法人厚生会 道ノ尾病院顧問	能登原 勉
長崎家庭裁判所裁判官	原 村 憲 司
長崎商工会議所女性会監事	
株式会社矢太樓 女将	村 木 ひろ子
社団法人成年後見センター・	
リーガルサポート長崎支部副支部長	
長崎県司法書士会所属司法書士	山 中 英 子
長崎県男女共同参画推進センター長	山 中 恵 子
長崎県立大学シーボルト校	
国際情報学部国際交流学科 教授	山 本 喜代治